

L等への外国人テロリスト戦闘員関係(抄)

採 択 二〇一四年九月二十四日安保理第七二七回會合

安全保障理事会は、(中略)

外国人テロリスト戦闘員すなわち、武力紛争に関連したものである、テロリスト行為の実行、計画、準備若しくは参加のために、又はテロリストの訓練を提供し若しくは受けるために、居住国又は国籍国以外の国へ渡航する個人によつて引き起こされる重大なかつ増大する脅威に対して深刻な懸念を表明し、この脅威に対処し取り組むことを決意し、

外国人テロリスト戦闘員になるために渡航を試みる者について深刻な懸念を表明し、(中略)

国際連合憲章第七章に基づいて行動し、

1 テロリズムに至るおそれのある暴力的な過激主義、宗派的な暴力、及び外国人テロリスト戦闘員によるテロリスト行為の遂行を非難し、全ての外国人テロリスト戦闘員に対して、武装を解除し、あらゆるテロリスト行為及び武力紛争への参加をやめるよう要求する。

2 全ての国は、国境の実効的な管理、並びに身分証明書及び旅行証明書の発給、偽造及び不正使用の防止措置を通じて、テロリスト又はテロリスト集団の移動を防止しなければならないことを再確認し、この点で、外国人テロリスト戦闘員により引き起こされる脅威に対しては、関連する国際義務に従つて取り組むことの重要性を強調し、加盟国に対して、国際法により禁止されている差別的な理由を根拠とした固定観念に基づく人物の特定によるのではなく、証拠に基づいた渡航者の危険性評価並びに渡航情報の収集及び分析を含む選別の手続を用いることを奨励する。

3 (略)

4 全ての国に対して、国際法に基づく義務に従つて、テロリス

ムに至る過激化及び児童を含む外国人テロリスト戦闘員の勧誘の防止、外国人テロリスト戦闘員の越境防止、外国人テロリスト戦闘員に対する資金援助の遮断及び防止、並びに帰還する外国人テロリスト戦闘員の訴追、生活復帰及び社会復帰に関する戦略の策定及び実施などを通じて、外国人テロリスト戦闘員により引き起こされている脅威に取り組むための努力に協力するよう求める。

5 加盟国は、国際人權法、国際難民法及び国際人道法に適合する範囲内で、テロリスト行為の実行、計画、準備若しくは参加のために、又は国籍国以外の国へ訓練を提供し若しくは受けるために、居住国又は国籍国以外の国への勧誘、渡航準備、輸送又は装備及びそれらの者の渡航又は活動に対する資金供与を防止し、かつ抑圧すると決定する。

6 全ての加盟国は、テロリスト行為に対する資金供与、計画、準備若しくは実行又はテロリスト行為の支援に参加する全ての者を法に照らして裁くことを確保するという、決議一三三三号(二〇〇一)における決定を想起し、全ての国は、犯罪の重大さを適切に反映させるような方法で、確実に訴追かつ処罰できるようにするために、自国の国内法令において次のことを重大な犯罪とするよう確保すると決定する。

(a) テロリスト行為の実行、計画、準備若しくは参加のために、又は国籍国以外の国へ渡航し又は渡航を試みるために、居住国又は自国領域から居住国又は国籍国以外の国へ渡航し又は渡航を試みるその他の個人。

(b) 自国民が又は自国領域内において、テロリスト行為の実行、計画、準備若しくは参加のために、又はテロリストの訓練を提供し若しくは受けるために、居住国又は国籍国以外の国へ渡航する個人の渡航に対して、資金供与と、使用されることを意図し又は使用されることを知りながら、方法のいかんを問わず、直接又は間接に、資金を故意に提供し又は収集すること。

(c) 自国民が又は自国領域内において、テロリスト行為の実行、計画、準備若しくは参加のために、又はテロリストの訓練を提供し若しくは受けるために、居住国又は国籍国以外の国へ渡航する個人の渡航を、故意に準備し又は勧誘的行為を

含め助長すること

7 (略)

8 加盟国は、決議二一六二号(二〇一四)の2に定められた個人、集団、企業及び団体がアルカイダと関係を有することを示す行為又は活動を含め、6に規定された行為に参加するため、個人が自国領域内に入国又は通過しようとしていると信じる合理的根拠となる信頼できる情報を有する場合には、当該個人の自国領域への入国又は通過を防止すると決定する。ただし、外国人テロリスト戦闘員の逮捕又は抑留に関連する手続を含め、外国人テロリスト戦闘員の逮捕又は抑留は除く。また、本項の規定は、いかなる国に対しても自国民又は永住者に対し自国領域への入国を拒否すること又は自国領域からの出国を要求することを義務づけるものではない。

9 加盟国に対して、決議二一六七号(一九九九)及び一九八九号(二〇〇一)に基づいて設立された委員会(以下「委員会」という)が指定する個人による、民間航空機を使用した自国領域からの出国又は自国領域への入国若しくは通過を試み、探知するために、自国領域で事業活動を行っている航空会社に対して、乗客情報をあらかじめ適当な国内当局へ提供するような義務づけることを求める。さらに、加盟国に対して、そのような個人が自国領域から出国した場合又は自国領域への入国若しくはその通過を試みた場合には、委員会に報告すること、また適当な場合には国内法及び国際義務に従つて、この情報を居住国及び国籍国と共有することを求める。

10 (略)

11 (略)

